

第3次妙高市食育推進計画の概要

計画策定の趣旨

■食育基本法第17条に基づく市計画
市民が食に関心を持ち、健康で心豊かに生活するために市民と行政等が自主的かつ連携して取り組む食育推進のための基本計画です。

計画の位置づけ

■第2次妙高市総合計画に基づくとともに、国の第3次食育基本計画、第2次新潟県食育推進計画及び第2次妙高市すこやかライフプラン21との整合性を図っています。

計画期間

■平成29～令和5年度
(7年間)

食をめぐる課題

●健康づくりと生活習慣病の発症及び重症化
(肥満・高血糖、朝食欠食率の増加等)

●食文化や郷土料理の継承
(郷土料理を作る家庭の減少、正しく箸を持たない子どもの増加等)

●環境に配慮した生産と消費
(地産地消の推進、食品の廃棄(食品ロス)の削減)

●食に関する情報発信
(園・学校、関係団体、行政等の連携と家庭への波及)

基本理念

妙高の食の恵みに感謝し、生涯にわたって健康な体と豊かな心を育てます。～食で育む豊かな心 家庭ではじまる食育体験～

基本方針

1. 食でつくる健康な体

2. 食で育む豊かな心

3. 食の生産と環境との調和

4. 食育運動の推進

施策展開

取組項目

- (1)健康寿命の延伸につながる食育
- ① 生活習慣病予防・改善のための食育
 - ② 高齢期における食育
 - ③ 歯科保健活動における食育
 - ④ 地域における食育

- (2)子どもの成長・発達に合わせた食育
- ①胎児期・乳幼児期の食育
 - ②保育園・こども園での食育
 - ③学校での食育

- (1)体験を通じた食育
- ① 園や学校での体験活動
 - ② 地域や体験交流施設での体験
 - ③ 「共食」の推進

- (2)食文化の継承
- ① 地域や体験交流施設等での継承
 - ② 園や学校給食・行事への郷土料理等の導入
 - ③ 情報の収集と発信

- (1)環境に配慮した生産と消費
- ① 環境保全型農業の推進
 - ② 「もったいない！食べ残しゼロ運動」の推進
- (2)地産地消の推進
- ① 園や学校給食における地場産物使用の推進
 - ② 直売所の利用促進

- (1) 食に関する活動団体の育成と活動支援
- ① 食生活改善推進委員の養成・育成研修会の開催
 - ② 食育推進活動の促進
- (2) 情報の共有と発信
- 各種広報媒体による情報提供

(指標)

- バランス食を実践する人の割合の増加
- 食塩摂取量の減少
- 朝食欠食率の減少
- 肥満者の割合の減少
- やせの割合の減少
- 定期的に歯科検診を受診している人の割合の増加

- 農業体験を全園全校で実施
- 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる回数の増加
- 郷土料理を全園全校の給食で提供

- 妙高市特別栽培米の作付面積の増加
- 「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店の増加
- 園及び学校給食における地場産物(野菜)の食材数の増加

- 食生活改善推進委員による食育活動実施数の増加
- 食育に関心を持っている市民の割合の増加